

平成25年9月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

厚生労働省が「ブラック企業」の取締りを強化へ

◆いよいよ「ブラック企業」の本格取締りがスタート

厚生労働省は、若年労働者等の使い捨てが疑われる企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題となっていることを受けて、9月に集中的な監督指導を行うことを発表しました。

具体的には、以下の3つを柱として対策を行っていくとのことです。

◆（1）長時間労働抑制に向けた集中的な取組みの実施

9月を「過重労働重点監督月間」と定め、過重労働が行われている疑いのある約4,000事業所について、重点的に指導・監督を実施します。

主な重点確認事項については、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかの確認やサービス残業の有無についての確認があり、これらについて法違反が認められた場合は是正指導が行われます。また、長時間労働者に対しては、医師による面接指導などの健康確保措置が確実に講じられるよう指導も行っていきます。

過労死等事案を起こした、または、脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われたなどの企業等については、再発防止の取組を徹底させるため、法違反の是正確認後もフォローアップのための監督指導が実施されるようです。

監督指導の結果、法違反の是正が行われない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象から外すことも決定しており、重大・悪質な違反が確認された企業については、送検公表するとしています。

◆（2）しっかりとした相談対応

9月1日には、全国一斉の電話相談を実施し、過重労働が疑われる企業などに関する相談を踏まえ、法違反が疑われる企業に監督・指導を行います。9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けます。

新卒応援ハローワークでも情報・相談を受け付け、

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

労働基準法などの違反が疑われる企業に関しては労働基準監督署に情報を提供するとしています。

◆（3）職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進

ポータルサイト「あかるい職場応援団」（<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>）を通じ、パワハラに関する裁判例を解説したり、パワハラ対策に取り組んでいる企業を紹介したりします。

また、パワハラ対策の必要性等をわかりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布するとのことです。

●最低賃金の引上げ額は全国平均で14円（8月6日）

厚生労働省・中央最低賃金審議会（小委員会）は、今年度の最低賃金の引上げ額の目安を10～19円（全国平均14円）とすることを決定した。目安の段階で引上げ額が2桁となるのは3年ぶり、最低賃金平均額は現在の749円から763円となる見通し。各都道府県の地方審議会が地域別の額を決定して10月中旬頃から適用される。

●8割以上の企業で女性管理職が10%未満（8月15日）

管理職（課長以上）のうち女性の割合が10%に満たない企業が全体の81.1%にのぼることが、帝国データバンクの調査で明らかになった。女性管理職の割合が10%未満の企業の割合を規模別で見ると、大企業88.7%、中小企業78.8%で、大企業ほど女性が登用されていないことがわかった。

●政府が来年度から中小企業の育休支援拡大へ（8月30日）

政府は、中小企業の従業員が育児休業を取得しやすくするため、来年度予算の概算要求に関連事項を盛り込む。育休取得や職場復帰に関する社内制度づくりをサポートする「育休復帰プランナー」を来秋から全国に配置。また、従業員が育休を取得した企業には1社あたり最大60万円を助成する考え。

●賃上げ企業に最大100万円支給 助成制度創設へ（8月29日）

厚生労働省は、最低賃金引上げの影響を受ける中小・零細企業への支援策として、社員の給料を引き上げた企業に対し、設備投資などに使える助成金を最大100万円支給する制度を創設する方針を示した。最低時間給を40円以上引き上げることなどが条件で、来年度予算の概算要求に盛り込む。

9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

2日

○健保・厚生年金料の納付〔郵便局または銀行〕

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

○雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞〔労働基準監督署〕

30日

○健保・厚生年金料の納付〔郵便局または銀行〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕

当事務所より一言

ブラック企業といわれてしまう経緯、原因は、一概にその企業の労務管理の問題だけだとは言いきれません。さまざまな外的要因が発生する中で、労働時間等の問題をクリアしていくのは大変困難なことではありますが、過重労働による健康問題と密接に関わってくるものでもあります。

冷静な判断と改革が企業に求められます。